

議員提出議案第1号

守口市議会議員定数条例の一部を改正する条例案

守口市議会議員定数条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年6月27日提出

守口市議会議員	竹	嶋	修一郎
同	甲	斐	礼子

記

守口市議会議員定数条例の一部を改正する条例

守口市議会議員定数条例（平成16年守口市条例第23号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
守口市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>22人</u> とする。	守口市議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により <u>15人</u> とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。